七ヶ浜町第4期障がい者計画

【令和6年度～令和11年度】

お互いが自分らしさを認め合い
共生して暮らせるまち

あさひ園利用者作品

うみ・ひと・まち 七ヶ浜
TOWN OF SHICHIGAHAMA

あいさつ

日頃より本町の福祉行政にご理解とご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国においては、「障害者基本法」の改正、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の施行など、これまで障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるよう、理解と協力を得るための取組みが進められております。

一方で、多様化する住民ニーズや抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域を取り巻く課題は多岐に存在しており、それぞれに合った適正な支援やきめ細やかな対応が求められております。

七ヶ浜町では、これまで町の障がい福祉施策における基本的な計画である、障害者基本法に基づく障がい者計画を策定しております。

今回策定した七ヶ浜町第４期障がい者計画では、引き続き障がいのある方が地域で自分らしい生活を安心して送れるまちづくりを推進するため、新たに「お互いが自分らしさを認め合い、共生して暮らせるまち」を基本理念とし、総合的かつ計画的な障がい福祉施策に取り組んでまいります。

今後とも、障がい福祉に携わる関係機関、宮城東部地域自立支援協議会の皆様方や、町民の皆様と協働・連携を図りながら、計画を推進してまいりますので、より一層の御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりアンケート調査に御協力いただきました町民の皆様、七ヶ浜町障がい者計画等策定委員会委員をはじめ、障がい福祉関係団体及び関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。

七ヶ浜町長　寺澤　薫

目　次

第1章 計画の策定にあたって 1

1 計画策定の趣旨 2

2 計画策定の根拠 3

3 計画の位置付け 4

4 計画の期間 5

5 計画の策定体制 5

6 持続可能な開発目標(SDGs)への取り組み 6

第2章 七ヶ浜町の障がい者を取り巻く状況 7

1 統計等における状況 8

2 アンケート調査結果からみる状況 12

第3章 計画の方向性 21

1 基本理念 22

2 基本方針 22

3 施策体系 23

第4章 障がい者計画 25

基本方針1 住民の顔が見える福祉の推進 26

基本方針2 地域での自立・社会参加を進める 31

基本方針3 共に支えあい安心して暮らせるまち 36

第5章 計画の推進にあたって 39

1 計画の推進体制 40

2 計画の進行管理 40

資料編 41

1 計画策定体制 42

2 策定経過 43

3 国の動向 44

第１章
計画の策定にあたって

七ヶ浜町第４期障がい者計画

七ヶ浜中学校　しおかぜ学級作品「赤富士」

1　計画策定の趣旨

国において、平成 23 年の「障害者基本法」改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」施行、平成 28 年の「障害者差別解消法」施行等、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成 28 年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成 30 年の「児童福祉法」改正、令和3年の「医療的ケア児支援法」の成立、令和6年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」の改正等、障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実等、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

一方で、町民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題等、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った適正な支援やきめ細やかな対応が求められています。

この度、これまでの町の取り組みに、新たな国の障害者制度の動向や県の動向を踏まえ、七ヶ浜町第4期障がい者計画（以下、「本計画」という。）は、障がい福祉施策における総合的な計画として位置付けます。

２ 計画策定の根拠

◆市町村障害者計画

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定されている「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。」を根拠として策定しました。

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）
第 11 条第3項
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◆市町村障害福祉計画

障がい福祉サービスの提供体制の確保や、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる障がい福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
第 88 条第1項
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆市町村障害児福祉計画

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や、各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するためのものです。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（平成 30 年4月施行）
第 33 条の 20 第 1 項
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

３　計画の位置付け

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」、宮城県の「宮城県障害者計画」との整合性を踏まえ、策定しています。

本計画は「七ヶ浜町長期総合計画」を最上位計画とし、さらに「七ヶ浜町地域福祉計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、障がい福祉分野の個別計画として「七ヶ浜町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「七ヶ浜町子ども・子育て支援事業計画」「健康増進計画」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和のとれたものとします。

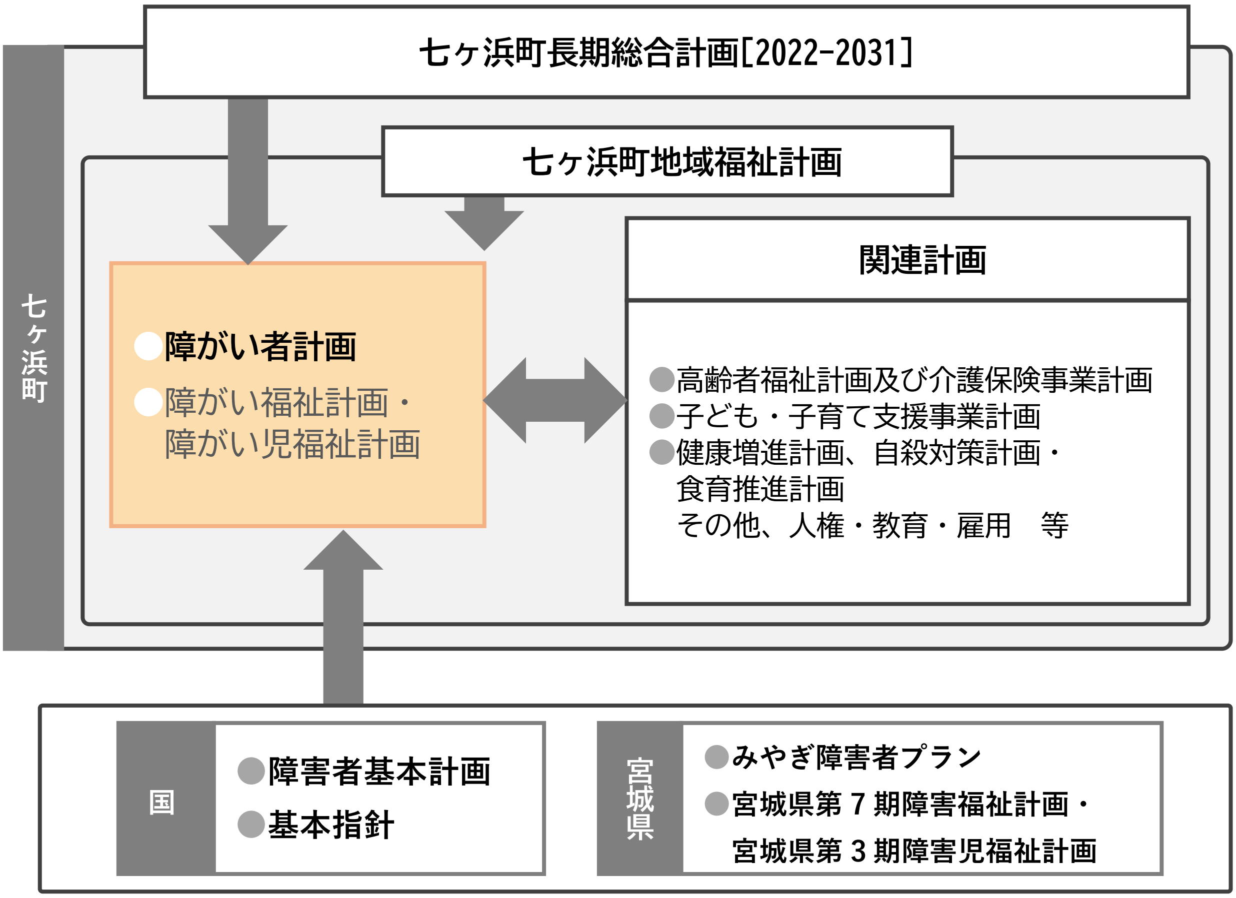

4　計画の期間

本計画は、障害者基本法に基づく「障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものであり、各計画の整合性を図っています。

また、計画の期間について、「障がい者計画」の計画期間を令和6年度～令和 11 年度の6年間、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の計画期間を令和6年度～令和８年度の3年間とします。

■計画の期間について

	令和 ４年度 2022	令和 ５年度 2023	令和 ６年度 2024	令和 ７年度 2025	令和 ８年度 2026	令和 ９年度 2027	令和 10年度 2028	令和 11 年度 2029	令和 12 年度 2030	令和 13 年度 2031
障がい者計画	第３期		第４期						第５期	
障がい福祉計画	第６期		第７期			第８期			第９期	
障がい児福祉計画	第２期		第３期			第４期			第５期	

5　計画の策定体制

計画の策定にあたっては、障害者手帳所持者等へのアンケートやパブリックコメントの実施のほか、「七ヶ浜町第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定委員会」を通じた計画案の検討・審議等を経て策定しました。

6 持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGs は、2030（令和 12）年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

国では SDGs の採択を受け、平成 28（2016）年 12 月に SDGs 推進のための中長期戦略である「SDGs 実施指針」（平成 28 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定）が策定され、令和元（2019）年 12 月には同指針の改定が行われており、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を始めとした 8 つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、共生社会の実現に向け、障がい福祉施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。

障がい福祉施策の推進に当たっては、SDGs 推進の取り組みとも軌を一にし、障がい者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取り組みを推進することが求められます。

■SDGs の17の目標

第２章
七ヶ浜町の障がい者を取り巻く状況

七ヶ浜町第４期障がい者計画

亦楽小学校　　うなばら学級生徒彫刻刀作品

1 統計等における状況

（１）障害者手帳所持者の状況

■障害者手帳所持者の推移

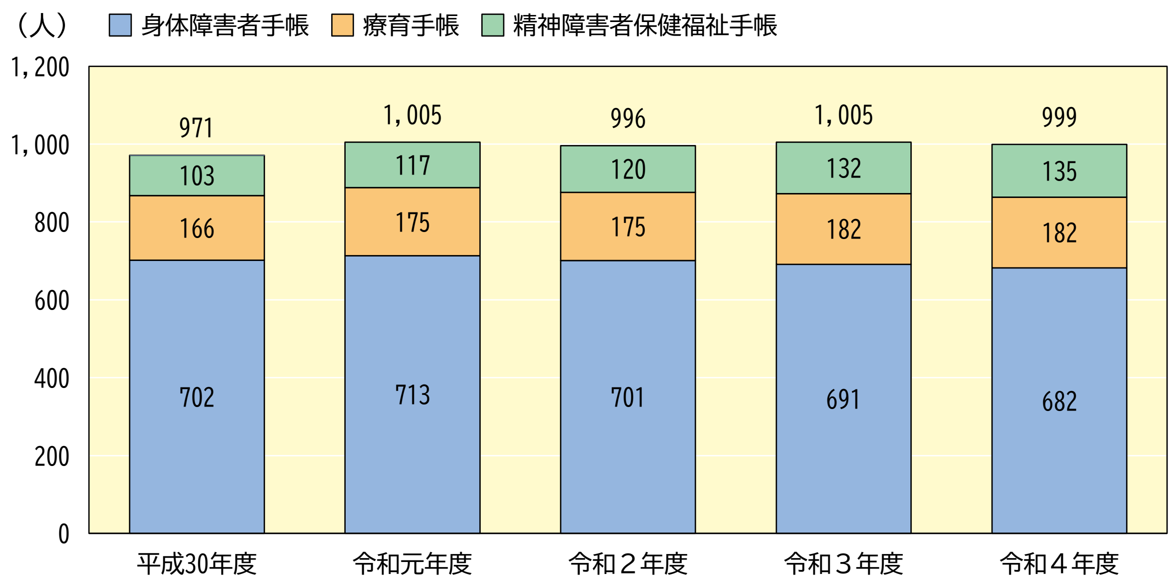

単位：人	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障害者手帳	702	713	701	691	682
療育手帳	166	175	175	182	182
精神障害者保健福祉手帳	103	117	120	132	135
合　計	971	1,005	996	1,005	999

資料：七ヶ浜町（各年度３月 31 日現在）

（２）身体障害者手帳所持者の状況

■身体障害者手帳所持者の推移（年齢別）

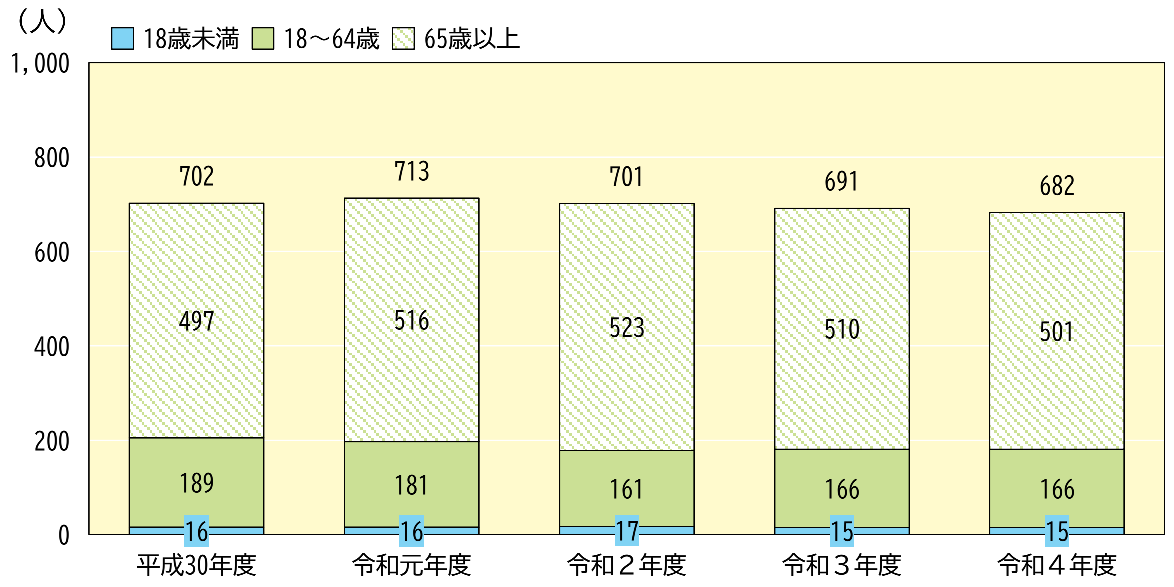

単位：人	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
18 歳未満	16	16	17	15	15
18～64 歳	189	181	161	166	166
65 歳以上	497	516	523	510	501
総数	702	713	701	691	682

■身体障害者手帳所持者の推移（部位別）

単位：人	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
視覚	25	28	30	28	30
聴覚・平衡	35	35	34	33	34
音声・言語・そしゃく	7	5	5	5	6
肢体	355	358	350	341	331
心臓	168	171	167	162	156
腎臓・肝臓	54	57	60	61	62
呼吸器	16	12	11	17	18
膀胱・直腸	39	44	41	41	42
小腸・その他	3	3	3	3	3
総数	702	713	701	691	682

資料：七ヶ浜町（各年度３月 31 日現在）

（３）療育手帳所持者の状況

■療育手帳所持者の推移（年齢別）

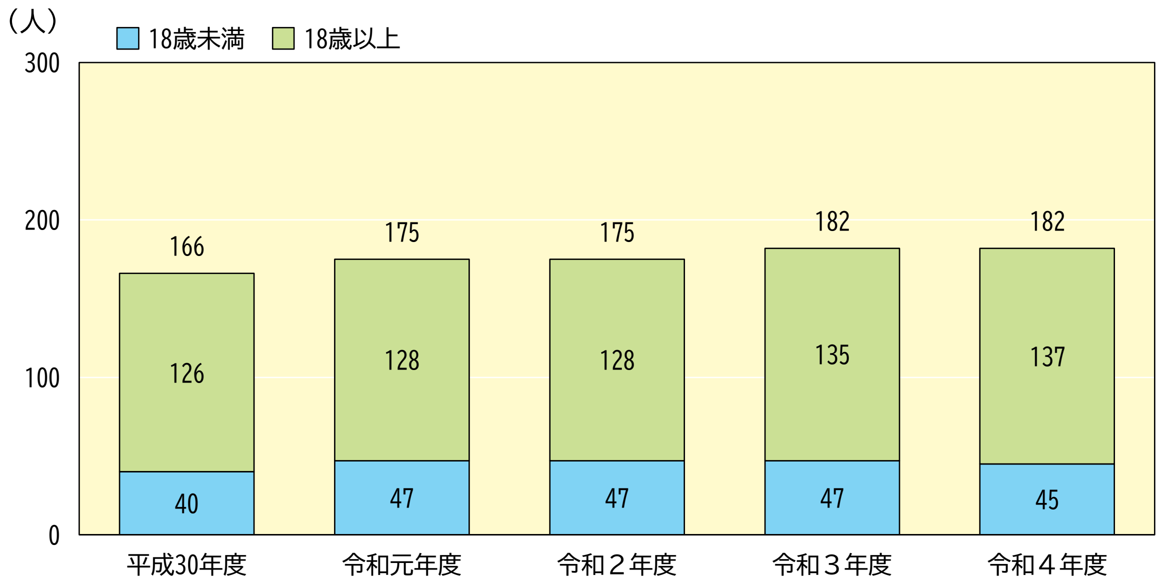

単位：人	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
18 歳未満	40	47	47	47	45
18 歳以上	126	128	128	135	137
総数	166	175	175	182	182

■療育手帳所持者の推移（等級別）

単位：人	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
A	61	62	59	61	63
B	105	113	116	121	119
総数	166	175	175	182	182

資料：七ヶ浜町（各年度３月 31 日現在）

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（年齢別）

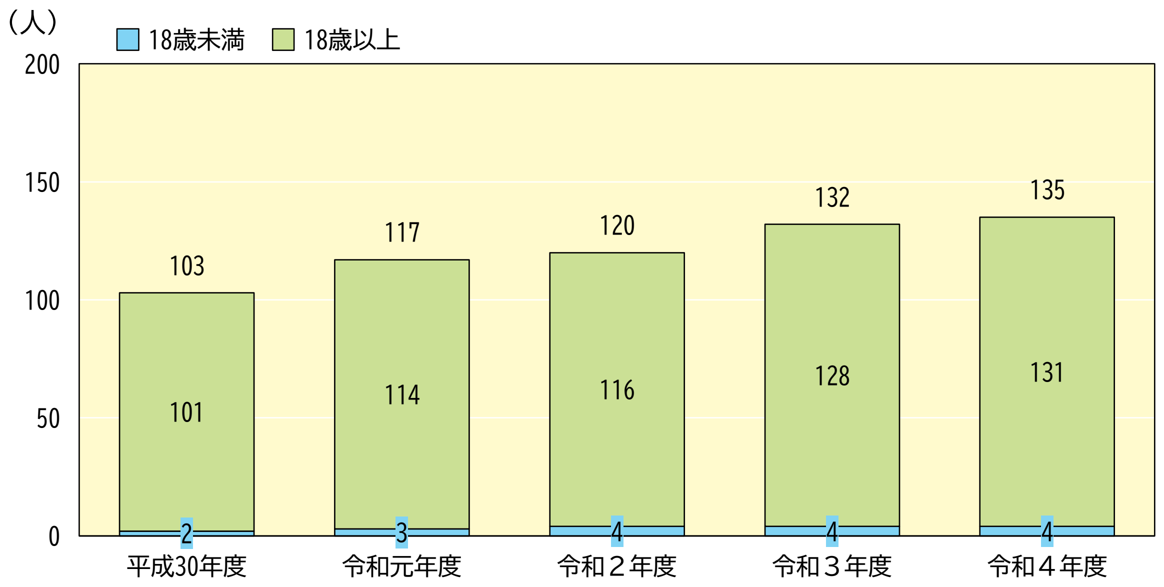

単位：人	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
18 歳未満	2	3	4	4	4
18 歳以上	101	114	116	128	131
総数	103	117	120	132	135

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）

単位：人	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
１級	13	16	18	20	20
２級	60	66	66	74	73
３級	30	35	36	38	42
総数	103	117	120	132	135

資料：七ヶ浜町（各年度３月 31 日現在）

2　アンケート調査結果からみる状況

（１）調査概要

①　アンケート調査の目的

本計画の策定にあたり、町内にお住まいの障害者手帳等をお持ちの方に日常生活や就労、障がい福祉サービスの状況等を把握するため実施しました。

②　調査概要

（1）調査対象者：七ヶ浜町在住の障害者手帳及び自立支援医療受給者証をお持ちの方1，051名
（2）調 査 期 間：令和5年6月1日～令和5年6月27日
（3）調 査 方 法：郵送配布・郵送回収による本人または代理者により記入方式
（4）回 答 件 数：523 件（回答率：49.8％）

（２）調査結果

①　障がいへの理解の向上と権利擁護の推進

- 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験について、**「ある」、「少しある」割合が約３割となっています。**

○障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか

	回答者数：523
ある	12.4%
少しある	21.2%
ない	56.0%
不明・無回答	10.3%

- まちなかや地域で人と接するときに期待することとして、**「病気・障がいを理解してほしい」、「困っているときには積極的に手助けしてほしい」、「声をかけたら手助けしてほしい」**が上位となっています。

○まちなかや地域で人と接するとき、どのようなことを期待しますか

	回答者数：523
病気・障がいを理解してほしい	22.8%
困っているときには積極的に手助けしてほしい	21.2%
声をかけたら手助けしてほしい	21.0%
特別視せずに同等の立場で、ともに働き、遊び仲間として接してほしい	14.5%
どのように接してもらいたいか、まだわからない	11.9%
ふだんから話し相手として交流したい	9.9%
その他	2.1%
特に必要なことはない	30.0%
不明・無回答	9.8%

① 障がいへの理解の向上と権利擁護の推進

- 普段の生活のなかで必要な手助けとして、**「時々家事をかわりにしてほしい」、「一緒に外出する相手がほしい」、「食事や入浴サービスがほしい」**が上位となっています。

○普段の生活のなかでどのような手助けが必要か

	回答者数：134
時々家事をかわりにしてほしい	15.1%
一緒に外出する相手がほしい	13.2%
食事や入浴サービスがほしい	12.2%
現金や預金通帳の管理をかわりにしてほしい	9.4%
夜間や休日でも相談できるところがほしい	8.4%
その他	4.6%
特にない	57.7%
不明・無回答	6.1%

- 成年後見制度について、**「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」、「名前も内容も知らない」割合が約7割**となっており、その周知が課題となっています。

○成年後見制度の認知度

	回答者数：523
名前も内容も知っている	17.8%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	39.0%
名前も内容も知らない	32.1%
不明・無回答	11.1%

- 「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」が施行されるなど、障がいのある方の権利擁護への取り組みは進みつつあります。今後は、**家庭だけではなく、職場や学校、地域社会が連携し、障がいのある方が抱える様々な課題を社会的に共有する**ことが求められます。さらに、ノーマライゼーションをはじめとした障がい福祉の理念や制度の趣旨への理解を高めることで、**誰もが分け隔てなく地域で暮らしていくことができる「共生社会」の実現を目指す**ことが必要です。また、そのことは真に豊かな社会をつくるための取り組みとして重要であると考えられます。

② 障がいのある方からの相談体制及び障がい福祉サービスの充実

- 困ったときの相談相手として、**「家族、親戚」が7割強**となっており、次いで「家族、親戚」、「友人、知人」となっています。

〇困ったときにだれかに相談しているか

	回答者数：523
家族、親戚	73.6%
友人、知人	19.5%
医療機関	13.2%
役場の窓口	6.9%
施設の職員	6.3%
障がい者相談支援事業所	5.4%
近所の人	1.9%
職場の人	1.9%
民生委員・児童委員	1.0%
障がい者団体	0.2%
相談相手がいない	4.0%
相談することはない	3.8%
相談したくない	2.1%
その他	4.0%
不明・無回答	5.5%

- 専門的な課題への相談先となる町役場や障害者相談支援事業所に対して、「気軽に相談できる」とする割合が4割弱となっている一方で、**「相談しづらい」とする割合が3割**となっています。

〇町役場の相談窓口や障害者相談支援事業所は気軽に相談できるか

	回答者数：523
気軽に相談できる	38.4%
時間や手間はかかるが、相談に応じてもらえる	14.0%
相談しづらい	30.0%
不明・無回答	17.6%

② 障がいのある方からの相談体制及び障がい福祉サービスの充実

- 今後充実していくべき相談について、**「健康・医療に関する相談」**、**「福祉サービスに関する相談」**、**「お金に関する相談」**が上位となっています。

○今後、どのような相談を充実していくべきだと思うか

	回答者数：523
健康・医療に関する相談	41.7%
福祉サービスに関する相談	32.5%
お金に関する相談	20.1%
日常生活に関する相談	17.4%
休日・夜間に対応できる相談	11.3%
就労に関する相談	10.9%
同じ障がいのある人による相談	8.0%
住まいに関する相談	7.5%
サービス提供事業者による相談	7.1%
身近な地域での相談	5.5%
成年後見制度に関する相談	3.8%
発達障がい児（者）に関する相談	3.6%
家族会による相談	3.6%
依存症（アルコール・薬物・ギャンブル）に関する相談	1.7%
特に利用したいとは思わない	14.9%
その他	2.7%
不明・無回答	15.7%

- 必要な障がい福祉サービスが利用できているかについて、**「利用できている」**が**約３割**となっている一方で、**「わからない」**が**3割強**となっています。

○必要な障がい福祉サービスを利用できているか

	回答者数：523
利用できている	29.1%
利用できていない	8.4%
わからない	31.9%
必要なサービスはない	21.4%
不明・無回答	9.2%

② 障がいのある方からの相談体制及び障がい福祉サービスの充実

- 福祉サービスの情報の入手先として、「町の広報、ホームページ」が約 5 割となっています。

○福祉サービスの情報は主にどこから入手しているか

	回答者数：523
町の広報、ホームページ	49.5%
役場の窓口	18.2%
新聞、テレビ等	15.7%
社会福祉協議会	14.5%
医療機関	13.8%
福祉施設	5.2%
障がい者相談支援事業所事業所	4.6%
障がい者団体	2.9%
民生委員・児童委員	1.5%
その他	9.4%
不明・無回答	8.2%

- 主な介助者について、「同居家族」が6割強となっており、次いで「施設職員」「ホームヘルパー」となっています。

○主な介助者

	回答者数：134
同居家族	63.4%
施設職員	15.7%
ホームヘルパー	8.2%
親戚・友人	1.5%
ボランティア	0.0%
近所の人	0.0%
その他	5.2%
不明・無回答	6.0%

② 障がいのある方からの相談体制及び障がい福祉サービスの充実

- 介助者が介助できなくなった場合について、「一人でできるので特に困らない」が最も高くなっている一方で、**「どうしたらいいかわからない」が約1割**となっています。**介助者の肉体的かつ精神的な負担を軽減させるために、ショートスティ（短期入所事業）を含めた在宅福祉サービスの充実が求められています。**

○介助者が介助できなくなった場合どうするか

	回答者数：134
一人でできるので特に困らない	36.7%
同居している家族に頼む	20.1%
施設に入所する	9.0%
ホームヘルパーの派遣を頼む	5.9%
グループホームに入所する	3.4%
兄弟・姉妹に頼む	3.1%
病院に入院する	1.0%
親戚・友人に頼む	0.2%
ボランティアを頼む	0.0%
近所の人に頼む	0.0%
どうしたらいいかわからない	10.9%
その他	3.1%
不明・無回答	6.7%

③ 就労を含めた障がいのある方の社会参加を支援する取り組みの充実

- 今後充実してほしいと考えるサービス（福祉施策）について、**「医療費の軽減、年金や手当などの所得保障の充実」**、**「障がい者に対する理解の促進」**、**「障がいがあっても働ける場の確保」**が上位となっています。

○今後充実してほしいと考えるサービス（福祉施策）

	回答者数：523
医療費の軽減、年金や手当などの所得保障の充実	51.1%
障がい者に対する理解の促進	26.6%
障がいがあっても働ける場の確保	16.4%
入所施設やグループホーム等の整備	15.3%
障がい者に配慮したまちづくりの推進	14.3%
災害時などにおける対策の充実	13.4%
各種情報提供の充実	12.6%
総合的な障がい者相談支援事業の充実	9.6%
自立や就労を支援するための福祉施設等の整備	9.0%
趣味やスポーツ活動の充実	7.6%
教育施策、子どもの発達や自立を支援するためのサービスの充実	7.1%
福祉機器（補装具・日常生活用具）の開発、普及	7.1%
訪問系・日中活動系福祉サービスの充実	6.5%
学童が放課後や休日に利用できる施設の充実	4.6%
権利の保障や財産管理	2.7%
その他	1.7%
特にない	8.2%
不明・無回答	8.4%

④ 障がいのある子どもへの支援体制

- 学校教育に関して困っていることについて、**「今後の学校選択で迷っている」、「学校卒業後の進路に不安がある」、「専門的な教育･指導に関する情報が少ない」**といった回答がみられています。

○【小学生・中学生の保護者】学校教育に関して困っていること

	回答者数：10
今後の学校選択で迷っている	60.0%
学校卒業後の進路に不安がある	50.0%
専門的な教育・指導に関する情報が少ない	40.0%
友だちとの関係づくりがうまくできない	30.0%
教職員の指導・支援の仕方が心配	20.0%
通学の送り迎えが大変	20.0%
専門的な教育・指導を受ける機会が少ない	10.0%
学校のカリキュラムが本人に合わない	0.0%
特に困っていることはない	20.0%
その他	0.0%
不明・無回答	0.0%

- ソーシャル･インクルージョン（社会的包摂）の観点から、将来、地域社会に根づいた生活が送られることを前提とした、情報の提供を含めた支援体制が求められています。

第３章
計画の方向性

七ヶ浜町第４期障がい者計画

亦楽小学校　うなばら学級生徒作品「りゅう」

1　基本理念

第4期障がい者計画では、これまでの成果や課題を踏まえ、新たな課題の解決に取り組むために、「お互いが自分らしさを認め合い、共生して暮らせるまち」を基本理念とし、障がい福祉施策を推進します。

基本理念

お互いが自分らしさを認め合い、
共生して暮らせるまち

2　基本方針

第3期障がい者計画では、基本方針として「住民の顔が見える福祉の実現」「支えあう地域の推進」「誰もが暮らしやすいまちの構築」を掲げてきました。第4期障がい者計画で新たに掲げた基本理念「お互いが自分らしさを認め合い、共生して暮らせるまち」の実現に向けて、この方針は引き続き重要な視点になるため、第3期障がい者計画の考え方を引き継ぎながら、3つの基本方針を掲げました。

基本方針1	**住民の顔が見える福祉の推進**	障がいを持つ方それぞれに必要な、住民の顔が見える福祉のまちを推進します。
基本方針2	**地域での自立・社会参加を進める**	障がいを持つ方が自分らしく、地域で自立して生活できるまちをめざします。
基本方針3	**共に支えあい安心して暮らせるまち**	障がいを持つ方が地域で安心して、暮らすことのできる、支えあうまちを推進します。

３ 施策体系

第4期障がい者計画では、「お互いが自分らしさを認め合い、共生して暮らせるまち」の実現に向けて、分野ではなく、ライフステージや生活の場面で施策体系を分類する形とします。

基本方針	施策体系	施策
基本方針１ 住民の顔が見える福祉の推進	（１）生活支援	① 情報提供の充実 ② 相談支援の強化 ③ 虐待防止・差別解消・権利擁護の推進 ④ 障がい福祉サービスの充実
	（２）保健・医療	⑤ 保健、子ども、障がいの福祉部門の連携 ⑥ 経済的負担の軽減（自立支援医療、医療費助成等）
基本方針２ 地域での自立・社会参加を進める	（３）教育・育成	⑦ 障がいの早期発見・早期対応 ⑧ 療育支援体制の充実
	（４）就労・社会参加	⑨ 雇用と就労の支援 ⑩ 福祉的就労の場における活動の活性化 ⑪ 文化・スポーツ活動への参加機会の充実
基本方針３ 共に支えあい安心して暮らせるまち	（５）安全・安心	⑫ 防犯・防災 ⑬ ユニバーサルデザイン・情報バリアフリーの推進
	（６）啓発・広報	⑭ 住民等への啓発・広報活動の推進 ⑮ 福祉教育の推進 ⑯ 地域における交流活動の推進

※ユニバーサルデザイン…障がいの有無等に関わらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス等をデザインする考え方

第４章
障がい者計画

七ヶ浜町第４期障がい者計画

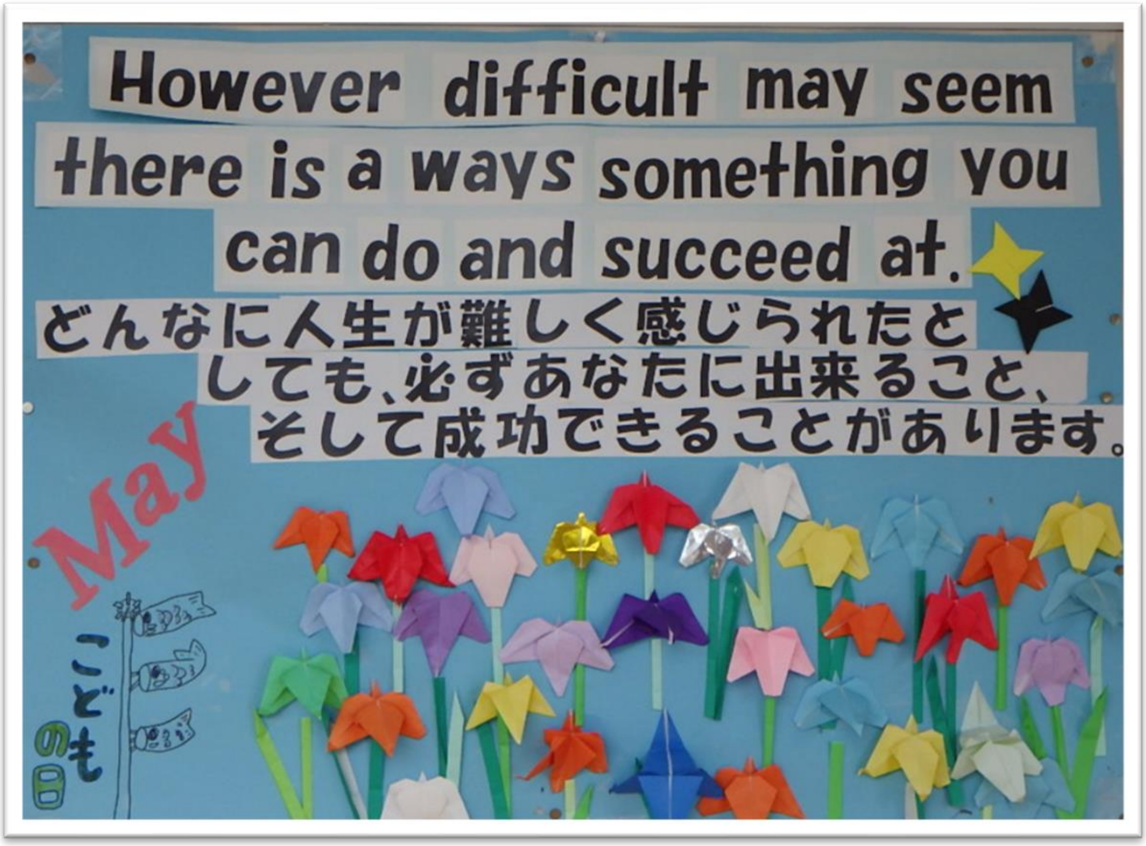

七ヶ浜中学校　しおかぜ学級作品

基本方針1　住民の顔が見える福祉の推進

（１）生活支援

施策①　情報提供の充実

- 障がいのある方に対し、福祉サービスや経済的な負担の軽減にかかる助成金等、必要なときに必要な情報を手に入れることができるよう、情報提供の充実に努めます。
- 相談窓口で寄せられる個々のニーズ、多様な相談内容に対応ができるよう、相談支援事業所との連携を強化しながら、必要な情報提供を行います。
- 町で委託している障害者等相談支援事業「ふっとわ～く」の周知の定着を行います。
- 広報やホームページを活用し情報提供を行います。

取り組み内容

★障がいのある方や家族が身近な地域で必要な情報を得ることができるよう、様々な媒体を活用して情報を発信します。

取り組み事例　「七ヶ浜町くらしの情報」の配布

障がいのある方が、初めて手帳申請等のために来庁した際に、七ヶ浜町くらしの情報を配布しています。くらしの情報には、障がい福祉に関する制度やサービス内容が記載されており、どのような支援が受けられるのかの情報共有を行っています。

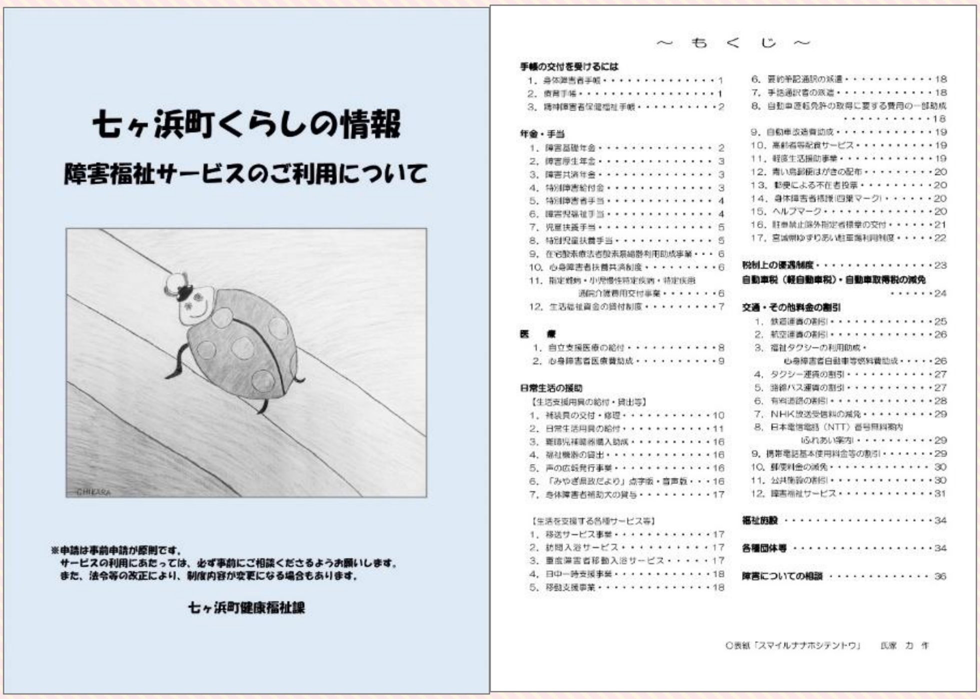
七ヶ浜町くらしの情報

障害福祉サービスのご利用について

CHIKARA

※申請は事前申請が原則です。
サービスの利用にあたっては、必ず事前にご相談くださるようお願いします。
また、法令等の改正により、制度内容が変更になる場合もあります。

七ヶ浜町健康福祉課

～　も　く　じ　～

手帳の交付を受けるには
1．身体障害者手帳・・・1
2．療育手帳・・・1
3．精神障害者保健福祉手帳・・・2

年金・手当
1．障害基礎年金・・・2
2．障害厚生年金・・・3
3．障害共済年金・・・3
4．特別障害給付金・・・3
5．特別障害者手当・・・4
6．障害児福祉手当・・・4
7．児童扶養手当・・・5
8．特別児童扶養手当・・・5
9．在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業・・・6
10．心身障害者扶養共済制度・・・6
11．指定難病・小児慢性特定疾病・特定疾患 通院介護費用交付事業・・・6
12．生活福祉資金の貸付制度・・・7

医　療
1．自立支援医療の給付・・・8
2．心身障害者医療費助成・・・9

日常生活の援助
【生活支援用具の給付・貸出等】
1．補装具の交付・修理・・・10
2．日常生活用具の給付・・・11
3．難聴児補聴器購入助成・・・16
4．福祉機器の貸出・・・16
5．声の広報発行事業・・・16
6．「みやぎ県政だより」点字版・音声版・・・16
7．身体障害者補助犬の貸与・・・17

【生活を支援する各種サービス等】
1．移送サービス事業・・・17
2．訪問入浴サービス・・・17
3．重度障害者移動入浴サービス・・・17
4．日中一時支援事業・・・18
5．移動支援事業・・・18
6．要約筆記通訳の派遣・・・18
7．手話通訳者の派遣・・・18
8．自動車運転免許の取得に要する費用の一部助成・・・18
9．自動車改造費助成・・・19
10．高齢者等配食サービス・・・19
11．軽度生活援助事業・・・19
12．青い鳥郵便はがきの配布・・・20
13．郵便による不在者投票・・・20
14．身体障害者標識（四葉マーク）・・・20
15．ヘルプマーク・・・20
16．駐車禁止除外指定者標章の交付・・・21
17．宮城県ゆずりあい駐車場利用制度・・・22

税制上の優遇制度・・・23
自動車税（軽自動車税）・自動車取得税の減免・・・24

交通・その他料金の割引
1．鉄道運賃の割引・・・25
2．航空運賃の割引・・・26
3．福祉タクシーの利用助成・心身障害者自動車等燃料費助成・・・26
4．タクシー運賃の割引・・・27
5．路線バス運賃の割引・・・27
6．有料道路の割引・・・28
7．NHK放送受信料の減免・・・29
8．日本電信電話（NTT）番号案内 ふれあい案内・・・29
9．携帯電話基本使用料金等の割引・・・29
10．郵便料金の減免・・・30
11．公共施設の割引・・・30
12．障害福祉サービス・・・31

福祉施設・・・34
各種団体等・・・34
障害についての相談・・・36

○表紙「スマイルナナホシテントウ」　氏家　力　作

（１）生活支援

施策② 相談支援の強化

- 身近な地域で、いつでも気軽に相談に応じることのできるよう、一人ひとりの心身の状況や意向等を踏まえて、関係機関と連携して適切な支援につなぐことのできる相談支援体制を推進します。
- 障がいのある方が本人の自己決定のもと、一人ひとりのニーズに合わせたサービスの提供ができるよう、関係機関との連携体制を構築します。
- 困難な相談への対応や相談支援事業所との連携等に加え、地域における相談支援の中枢的な役割を担う基幹相談支援センターとともに、総合的、専門的な相談支援体制の強化を図ります。

取り組み内容

★障がいのある方や家族が身近な地域で相談することができるよう、総合相談窓口を設置し、様々な相談に柔軟に対応できるようにします。

取り組み事例 **障害者等相談支援事業「ふっとわ～く」**

「ふっとわ～く」では、手帳をお持ちでなくとも、平日無料で相談に応じています。子どもの様子について気になる、子どもの長期休暇の活動場所が欲しい、日中活動できる場所が欲しい、障害者手帳、障害年金について知りたい等、様々な相談に応じています。

（１）生活支援

施策③ 虐待防止・差別解消・権利擁護の推進

- 相談支援事業所、サービス事業所等との連携による日頃の見守り体制を充実するとともに、虐待防止に関する支援や虐待を未然に防ぐ意識啓発に取り組みます。
- 「障害者差別解消法」に基づき、町職員が合理的配慮に基づく町民サービスを行うほか、差別に関する事例収集や関係機関等との情報共有等を行い、差別解消の推進を図ります。
- 判断能力が十分でない方の権利を守る成年後見制度等について、本人や家族、支援者等に対し制度の周知と普及を図ります。

取り組み内容

★ 虐待に関する通報や届け出の受理、支援等を通じて、虐待の未然防止や早期発見を行います

★ 関係機関と連携して差別を感じた方の事例を収集し、共有することで、障がいのある方に対する差別の解消に向けた取り組みを推進します。

★ 判断能力が十分ではない方のために、お金や大事な書類の管理を代わりに行うサービスの利用促進を行います。

取り組み事例　成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用等の周知

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で、判断能力が十分ではない方の権利を守るため、成年後見人等が本人に代わって財産を管理したり、福祉サービスの契約を締結することによって、本人を支援する制度です。

また、宮城県社会福祉協議会及び七ヶ浜町社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の利用等に必要な支援を行います。

（１）生活支援

施策④ 障がい福祉サービスの充実

- 計画相談支援事業所と連携し、必要に応じたサービスを提供するための計画を策定する等、多様なニーズを把握した上で、サービスの普及と利用促進に努めます。
- 医療的ケアを必要とする方、障がいのある高齢者の方、強度行動障がいのある方等、様々な支援に対応するために、関係機関と連携し支援体制を確保します。
- 在宅で生活している方の支援をするために、住み慣れた地域で障がい福祉サービスを利用し、安定した生活を送ることができるように、サービスの提供等の生活支援を提供します。
- 機能回復訓練や食事、入浴等のサービスを提供する生活介護サービスの充実をサービス事業者に働きかけていきます。

取り組み内容

★日常生活を支援するため、障がいの特性に応じた、適切なサービスを提供します。

★障がいのある方の暮らしを支援するため、日常生活に必要な用具を購入する費用を助成します。

取り組み事例 **計画相談支援**

障がいのある方が、障がい福祉サービスを利用するためには、サービス等利用計画の作成が必要です。計画相談支援は、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成したり、サービス調整をします。計画相談支援サービスを使っていただくことで、ご本人の状態に応じたサービスを受けることができます。

七ヶ浜町内では、障害者相談支援事業所「ふっとわ～く」で計画相談支援の対応を行っています。

（２）保健・医療

施策⑤ 保健、子ども、障がいの福祉部門の連携

- 生活する上での健康問題、心の不安や悩み等の相談に対応できるよう、町保健師及び保健所、関係機関と連携しながら相談体制に取り組みます。
- 障がいの状況や相談記録等の履歴を記載した個別カルテに基づき、情報共有が行えるよう、きめ細かな相談体制を関係機関と連携し行います。
- 宮城東部地域自立支援協議会（二市三町合同）において、医療的ケアを必要とする方の状況の把握や現存の社会資源について、情報収集を行い、支援体制について検討しています。

施策⑥ 経済的負担の軽減（自立支援医療、医療費助成等）

- 障がいのある方の経済的な負担軽減に向け、各種制度や手当の周知と利用促進に取り組みます。
- 心身の障がい状態の軽減を図り、身体の障がいを軽減するために必要な自立支援医療を給付します。
- 施設への通所、通園、通院等に要する経済的負担の軽減を図るため、運賃の軽減や移動に関する費用補助を行います。
- 心身に障がいのある方の医療費助成を継続して行います。

取り組み内容

★ **手当の支給等により、障がいのある方とその家族の経済的負担を軽減します。**

★ **障がいがあり、通院が必要な方への経済的負担を軽減するため、医療費等の助成を行います。**

取り組み事例 **障がいのある方への助成・給付制度**

七ヶ浜町では、障がいのある方とその家族の経済的負担を軽減するために、各種の支援を行っています。

基本方針2　地域での自立・社会参加を進める

（３）教育・育成

施策⑦　障がいの早期発見・早期対応

- 乳幼児からの健康管理を通じて、子どもの発達の遅れや偏りについて、不安を持つ保護者へ対し、適切なタイミングで情報を提供し、保護者への理解促進に努めます。
- 各種健診等での早期発見に努めるとともに関係機関との連携による支援の強化を推進します。さらに、発達段階に応じ、適切な支援ができるよう早期に対応します。

取り組み内容

★ 健診等、普段からの健康管理のなかで障がいがあることに早く気付き、適切な支援を受けることができるように努めます。

取り組み事例　**児童に対する健診事業**

障がいは、なるべく早い段階で適切な支援が受けられるように、まずは「早期発見」が重要であると言われます。子どもの発達の遅れや偏りに気づくタイミングの一つに、乳幼児健診があり、健診で発達の遅れや偏りを指摘される子どもも少なくありません。

七ヶ浜町では乳幼児健診の際に、発達障がい等の疑いがある場合には、必要に応じて専門機関の受診を勧めています。

すこやか健康相談の様子

（３）教育・育成

施策⑧ 療育支援体制の充実

- 保護者への相談や指導、負担軽減を行うとともに、多様化する障がいに対応することができるよう、関係機関と連携したサポート体制整備を推進します。
- 乳幼児期から学校卒業後まで、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、障がいの状況や相談記録等の履歴を記載した個別カルテに基づき、情報共有が行えるよう支援の体制の連携を行います。
- 障がいのある方のご家族の会等を通じ、地域の現状等や課題を共有し、活動への支援を行います。

取り組み内容

★一人ひとりの個性に応じた教育を行うなど、障がいのある子どもがのびのびと育つことができるよう、支援します。

★お子さんのことで不安を抱える保護者に対して、様々なアドバイスをする等、ライフステージの変化や障がいの特性に応じた切れ目のない支援を行います。

取り組み事例 **手をつなぐ親の会　こども部会**

七ヶ浜町社会福祉協議会で親の会の事務局担当として活動しています。

若い世代を対象とした「こども部会」を親の会の中に新たに設立しています。子どもの療育や育児不安の解消、進級進学に関する悩み相談等、保護者や子どもにとっても相談できる貴重な場だと考えます。今後も、保護者同士のつながりを広げ情報交換、活動等を行っていきます。

（４）就労・社会参加

施策⑨ 雇用と就労の支援

- 一般就労への移行支援や福祉的就労の場の提供等、一人ひとりの希望に応じた就労機会の充実に努めるとともに、企業が障がい者雇用を推進することができるよう、広報等による啓発活動に取り組みます。
- 就職後も安心して働き続けることができるよう、就労後のトラブルや悩みごとの相談に応じる体制の整備や、企業における障がいへの理解の浸透に取り組みます。

取り組み内容

★一人ひとりの障がいにあった多様な働き方を支援することで、障がいのある方の社会参加を促します。

★障がいのある方の一般就労に向けた支援として、仕事に関するトラブルや悩み等の相談に応じる等、安心して働くことができるよう支援します。

取り組み事例 **就労継続支援**

就労継続支援A型事業所「ステージパス」は、継続的に就労支援サービスを受けられるところで、毎日を規則正しい安定した生活をおくることで将来の自立した社会生活に向け支援をおこなっています。

就労継続支援A型事業所「ステージパス」での作業の様子

（４）就労・社会参加

施策⑩ 福祉的就労の場における活動の活性化

- 「障害者優先調達推進法」に基づき、障害福祉施設からの物品・サービスの優先調達を推進します。
- 障がいのある方の雇用の促進及び安定を図るため、障がいの特性に配慮した仕事を確保する等、障がいのある方の能力を十分に引き出す取り組みを行うよう事業所に働きかけます。
- 働く意欲のある方がそれぞれの状況に応じて就労し、収入と生きがいを得られるよう、関係機関と連携するとともに、就労定着支援サービス利用促進等や就労継続のための支援を行います。

取り組み内容

★障がいのある方が作ったものを優先的に購入するなど、障がいのある方の工賃向上を目指します。

取り組み事例 **障害者就労施設等からの優先調達について**

平成 25 年4月1日に「障害者優先調達推進法」が施行されました。この法律は、国等の公的機関における物品及び役務等の調達において、障害者就労施設等からの優先的な調達を推進することにより、施設等で就労する障がい者の自立が促進されることを目的としています。

七ヶ浜町の障害者就労施設等では、障がいのある方の職業訓練、社会参加や自立促進を行っています。

就労継続支援 B 型事業所「みお七ヶ浜」での作業の様子

（４）就労・社会参加

施策⑪ 文化・スポーツ活動への参加機会の充実

- 障がいのある方の生活の豊かさの充実に向けて、スポーツのほか、生涯学習や芸術活動、レクリエーション等の余暇活動に自主的・積極的に参加できる機会を確保します。
- 障がいのある方のレクリエーション活動を振興し、仲間づくりを支援します。
- 障がいのある方のスポーツ活動や文化活動の場づくりを支援します。

取り組み内容

★障がいのある方も参加できる生涯学習や文化・スポーツの機会を提供するなど、障がいのある方の余暇活動を支援します。

取り組み事例 **七ヶ浜アロープログラム事業（スポーツダーツ）**

七ヶ浜町では令和3年から、投げる事が出来れば年代や障がいの有無に関わらず楽しめ、ダーツを通じて健康寿命の延伸・スポーツ振興・地域交流のきっかけ作り等を目的とした事業です。

七ヶ浜ダーツフェスタ 町民ダーツ大会の様子

基本方針3　共に支えあい安心して暮らせるまち

（５）安全・安心

施策⑫　防犯・防災

- 避難行動要支援対象者の把握とともに、避難行動要支援者ケース会議への参加により、関係者との情報共有を行います。
- 関係団体との連携を図り、災害時における情報伝達や避難誘導、避難所における生活等、障がいのある方に配慮した防災対策を推進します。
- 架空請求や振込め詐欺、あるいは悪徳業者による高額な商品の売り付け等、障がいのある方が消費者被害に巻き込まれないための啓発に努めます。

施策⑬　ユニバーサルデザイン・情報バリアフリーの推進

- 障がいのある方が行政情報を入手できるよう、音声による行政情報の提供を推進します。
- 障がいのある方が利用しやすい施設の情報提供や、バリアフリーのまちづくりへの理解を深めるための情報共有を行います。
- 手話を含めた様々なコミュニケーション手段の普及啓発を行うとともに、意思疎通が困難と感じている方の支援策の検討に努めます。
- 障がいのある方や高齢者が円滑に公共交通機関を利用できるよう、段差軽減等の乗降しやすい配慮を行います。

取り組み内容

★コミュニケーションの手段を充実するなど、障がいを理由に困ったことが起こらないよう、配慮を行います。

取り組み事例　**朗読サークルきずなによる「声の広報」**

　朗読サークルきずなは、視覚障がいや高齢者の方に「広報しちがはま」を読み上げ、録音したものを配布する、声の広報活動を行っています。ボランティアによる協力のもと、障がいの程度に関わらず、誰もが行政情報を入手できるように取り組んでいます。

（６）啓発・広報

施策⑭ 住民等への啓発・広報活動の推進

- 障がいのある方もない方も参加できる行事やイベントの開催を通じて、障がいのある方とない方、相互の理解と交流を促進します。
- ホームページや町のイベント等において、障がいのある方に対する理解と認識を深められる啓発、取り組みを行います。

取り組み内容

★広く町民に向け「障がい」に関する情報提供を行うとともに、「障害者週間」等において、啓発活動を推進します。

取り組み事例 **障害者週間（毎年 12 月3日～9日）**

障害者週間は、障がいのある方たちの社会参加を推進し、理解と認識を深めるための週間です。障がいのある方は、生活の様々な場面で不自由を感じることがあります。周囲が理解し配慮することで、自立の幅が広がります。どのような配慮や支援が必要なのかを知り、「お互いが自分らしさを認め合い、共生して暮らせるまち」を推進します。

あさひ園利用者作品

（６）啓発・広報

施策⑮ 福祉教育の推進

- 子どもたちが幼少のころから障がいのある方に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、学校における学習の時間等を活用した福祉学習の推進に努めます。
- 手話や車いす等を使用した体験学習により、障がいを持った方の状況を疑似体験し、相手の状況や立場の理解を深める福祉教育に取り組みます。

施策⑯ 地域における交流活動の推進

- 障がい者団体の活性化に向けた支援を行うとともに、障がいのある方もない方も交流する場や、様々なつどいの場を提供することで、地域の交流と生きがいづくりの場を確保します。
- 障がい者団体や事業者等が主体的に行う交流活動についての情報提供を行うことにより、障がいのある方もない方も交流ができる機会の周知を行います。

取り組み内容

★「あさひ園ふれあい Day」をはじめ、様々な方が集まり、交流できる場を提供するなど、障がいのある方の交流や、生きがいづくりを支援します。

取り組み事例 **あさひ園ふれあいDay**

七ヶ浜町障害者地域活動支援センター「あさひ園」では、「あさひ園ふれあいDay」を年１回開催しています。利用者、家族、ボランティアの方々が様々な分野から参加されています。関係者、地域ボランティアの協力により円滑な連携が取れ、障がいのある方もない方も交流ができる機会を支援します。

「あさひ園ふれあい Day」のようす

第５章
計画の推進にあたって

七ヶ浜町第４期障がい者計画

汐見小学校　たんぽぽ学級生徒作品「新幹線はやぶさ」

１　計画の推進体制

（１）庁内の連携体制の整備

障がい福祉施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境等、広範囲にわたるため、関係各課が連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を行います。

（２）国や県、近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正等も重要となることから、国や県からの情報を収集し、制度の改正等の変化を踏まえて施策を展開します。

また、専門的な知識が求められるケースや、広域的な対応が望まれるもの等については、県や近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

（３）町民との協働による福祉の推進

障がい福祉施策を含む福祉施策においては、行政と町民や家庭、地域、学校、事業所等、様々な主体が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。そのため、地域住民の自主的な活動を広げるとともに、地域で解決できない問題に対しては行政が対応するという、「自助・共助（互助）・公助」の地域福祉の考え方に基づき、障がい福祉の推進を図ります。

２　計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCAサイクル「計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を分析・評価（Check）して、さらに計画の見直しを行う（Action）という一連の流れ」を活用します。

評価については、具体的施策の実施状況や、その成果を把握することにより行います。

資料編

七ヶ浜町第４期障がい者計画

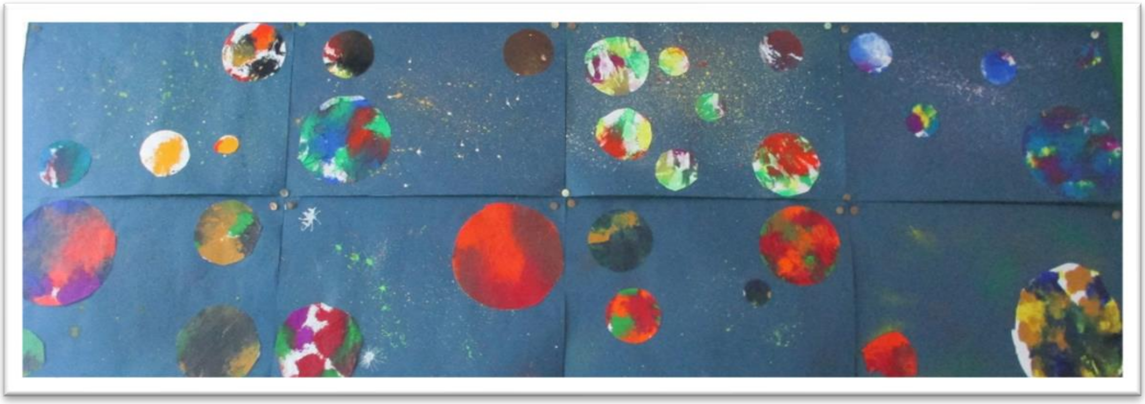

松ヶ浜小学校　はまかぜ・はまぎく・はまゆり学級作品「宇宙」

1 計画策定体制

七ヶ浜町長

↑

七ヶ浜町第４期障がい者計画・
第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画
策定委員会

障がい者が地域で自分らしい生活を安心して送ることのできるまちづくりを推進するとともに、総合的かつ計画的な障がい福祉サービス体制を整備するための「七ヶ浜町第４期障がい者計画・第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」の策定を目的として設置

■七ヶ浜町第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定委員会
委員名簿　（10 名）

氏　　名	所　　属
委員長　**渡辺　とき子**	七ヶ浜町障害者地域活動支援センター 「あさひ園」　園長
副委員長　**鈴木　安彦**	七ヶ浜町身体障害者福祉協会　会長
飯田　眞佐子	七ヶ浜町手をつなぐ親の会　会長
伊藤　くみ子	あさひ園保護者会「なでしこ」　会長
一岡　仁	七ヶ浜町障害者相談支援事業所 「ふっとわ～く」　相談支援専門員
梅津　誠也	一般社団法人「ステージパス」 就労継続支援Ａ型事業所　サービス管理責任者
加藤　直己	社会福祉法人はらから福祉会 「みお七ヶ浜」　所長
齋藤　美智子	七ヶ浜町教育委員会　汐見小学校　教諭
二科　壮太	認定ＮＰＯ法人　さわおとの森 地域拠点センターふきのとう　相談支援専門員
片平　美絵	宮城県仙台保健福祉事務所 母子・障害班　主幹

＊敬称略、順不同

２ 策定経過

年　　月	項　　目	内　　容
令和5年6月1日～ 令和5年6月27日	「福祉に関する アンケート」実施	対象者1,051人　回答 523人 回答率 49.8%
令和5年9月14日	第1回策定委員会	委嘱状交付、計画、策定スケジュール、 障がい者計画骨子（案）の承認
令和5年11月19日	第2回策定委員会	障がい者計画中間案の審議、 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 策定状況報告
令和5年12月14日	第3回策定委員会	障がい者計画最終案の審議、 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 策定状況報告
令和6年1月5日～ 令和6年1月31日	第4期七ヶ浜町障がい者計画 パブリックコメントの実施	広報しちがはま令和6年1月号、 町ウェブサイトに掲載
令和6年2月14日	第4回策定委員会	パブリックコメントに対する回答、 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 最終案の審議

３ 国の動向

■【参考】「障害者権利条約」署名以降の障害者支援に係る法整備の主な動き

年度	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・障害者に関する初めての国際条約
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・障害者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障害への難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障害者就労施設等への物品等の需要の推進
平成 26	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年２月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障害を理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取り組みの義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障害者の介護保険サービスの円滑利用 ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障害児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障害の種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

向洋中学校　えんじゅ学級作品

発　行：七ヶ浜町
編　集：七ヶ浜町健康福祉課
〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5－1
電　話　022-357-7449
ＦＡＸ　022-357-2118
ＵＲＬ　https://www.shichigahama.com